

四季彩推進事業・龍神の里プロモーション企画策定業務仕様書

1 業務名称

四季彩推進事業・龍神の里プロモーション企画策定業務

2 適用範囲

本仕様書は、宇陀市が受注者へ委託する「宇陀四季彩事業・龍神の里プロモーション企画策定業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 業務の目的

約3年間にわたり国内外にかつてないほどの大きな影響を及ぼした新型コロナウイルスも本年度5月より感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行され、国内の人流増加による地域経済の活性化や観光需要の回復が期待される場所である。

このような状況下において、自然と伝統が佇む室生地区において一体感のある誘客プロモーションを実施することで、宇陀市並びに室生地区の認知度向上や観光誘客の拡大、地域経済の回復を図ることを目的とする。

4 委託契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

5 業務内容

豊かな自然やパワースポットとして人気の龍穴神社、室生寺、山上公園、龍王が淵を中心とした地域をより魅力的なスポットとして周知するための施策を立案し、令和6年の辰（龍）年、令和7年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けたインバウンドを見据えたプロモーション企画を立案し実施する。

- ・主たる対象者は20代から40代のファミリー層、特に女性観光客とする
- ・対象エリアは愛知、大阪、京都など宇陀市より1時間～1時間半圏内の在住者とする
- ・辰（龍）年に因んだ企画とすること
- ・一過性の企画ではなく持続可能かつ事業者が自立できる体制を図ること
- ・持続可能な発展を目指し事業者の育成機会を設けること

(1) 企画内容

①室生寺ライトアップのプロモーション企画

- ・来場者増加に向けた広報戦略の企画提案、実践
- ・来場者に龍神の里の周遊を促すための企画提案、実践

②辰年に向けた地域プロモーション戦略策定

- ・室生地区の魅力発信、認知度向上に向けた年間戦略の企画提案、実践
- ・地域事業者へ情報発信やプロモーション等の助言

・地域事業者の活性化に向けた企画提案

(2) (1)の業務を遂行するに当たって必要な取材、静止画又は動画等の素材収集又は撮影等については、本市及び関係団体等と相談しながら実施することとする。

(3) 業務報告書において、事業実施後の本市の観光振興の方向性に向けた考察を示すこと。

その内容は、可能な範囲で、分析（内部・外部環境分析等）や戦略の方向性（セグメンテーション・ターゲティング・ポジショニング等）、施策の方向性の提示等により図示し分かりやすくまとめること。

6 業務の進め方

(1) 受注者は、本業務に先立ち、事業実施計画、実施体制計画、業務スケジュール等を契約日から10日以内に作成し、本市の承認を得て業務を実施すること。

(2) 本業務の企画・実施にあたっては、実施時期や実施範囲も含め、本市及び関係団体等と十分に協議しながら実施すること。また、進捗状況等を逐次報告すること。なお、大規模な環境の変化が生じた場合、事業実施中においても見直しを図る可能性があるが、その際は柔軟に対応すること。

(3) 受注者は、本市が業務の進捗状況を把握するために資料等を要求した場合は速やかに対応すること。また、本市の要請に応じて別途開催される会議がある場合には必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

7 成果品の提出

(1) 成果品

ア 業務報告書（収支報告書及び5（1）②地域事業者への助言結果、考察を含む。）

2部（A4ファイル形式）

イ 同報告書の電子データ 1部（修正・印刷が可能な様式で納品）

ウ 業務の過程で発生した資料のうち、市が指定するもの

(2) その他

ア 完了届

イ その他発注者が必要と認める書類

(3) 契約不適合があった場合

受注者は、本業務完了後であっても成果品に契約の内容に適合しないものが発見された場合、発注者に不相当な負担を課すものでないときには、速やかに発注者の必要と認められる修正等を受注者の負担において行うものとする。

(4) 提出期限

令和6年2月29日（木）

8 その他

- (1) 一定の認知度のある観光スポットだけでなく、室生地域内で注目を集めているもの、新しいもの、知られていないが魅力的なものなど、PRに繋がり、室生地域への関心を高め、来訪意欲を高める工夫を講じること。
- (2) 本事業の成果が一過性のものに終わらず、事業終了後も観光誘客を促すための仕掛けやコンテンツの活用方法があれば提案すること。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法令等及び宇陀市個人情報の保護に関する法律施行条例に則り適切に管理すること。
- (4) 受注者は、この仕様書に基づき業務を行うほか、常に本市と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については本市と協議をすること。
- (5) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。なお、契約金額については後払いとし、全ての業務完了後に支払う。
- (6) 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害についての一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。